

熱中症を予防しましょう！

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

—職場における熱中症死亡ゼロを目指して—

暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底を！

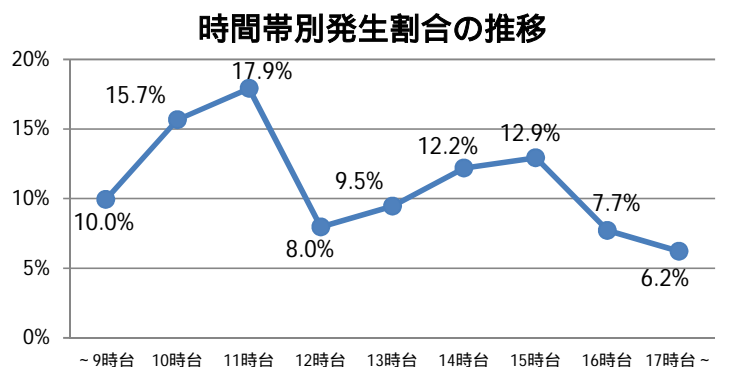
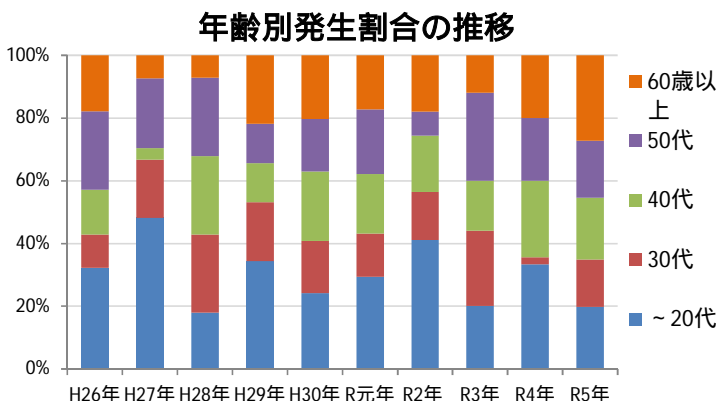
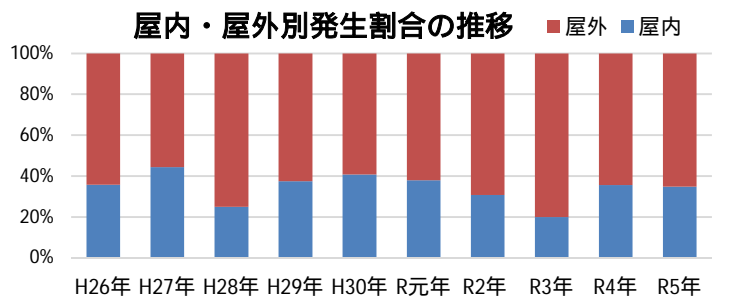
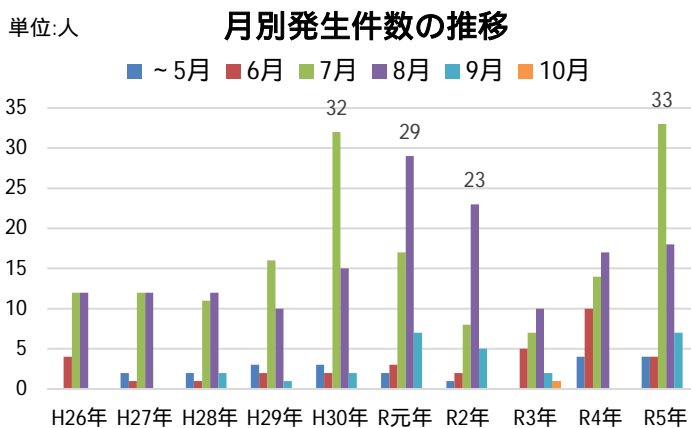
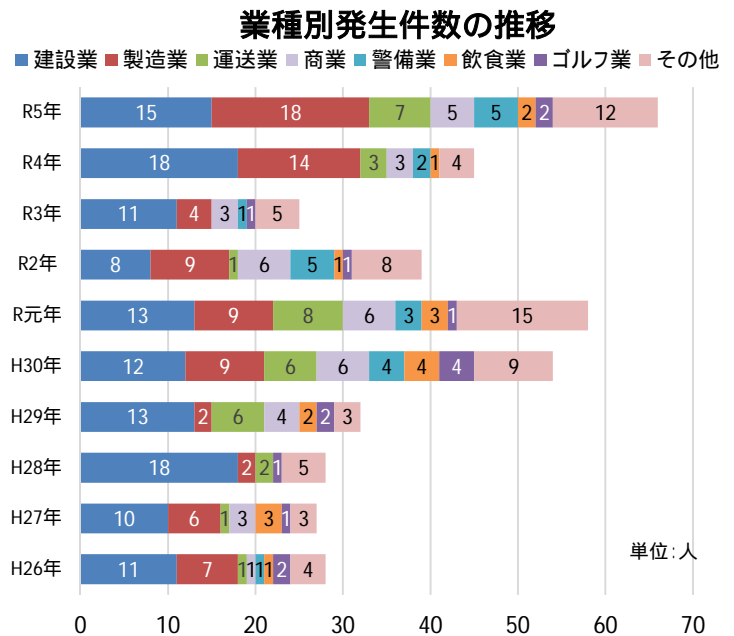
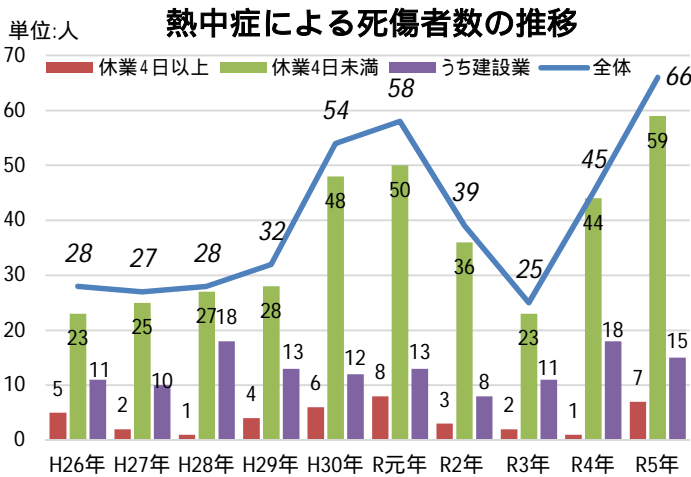
山梨労働局

山梨県内において熱中症により病院へ搬送され、業務上疾病の認定を受けた方は、令和5年は66人（休業4日未満59人、休業4日以上7人）で、前年の45人（休業4日未満44人、休業4日以上1人）より21人増加し、過去最多となりました。内訳を業種別にみると、製造業が18人と最も多く、続いて建設業が15人、運輸交通業が7人、商業、警備業が各5人などとなっています。

また、月別にみると7月と8月を中心に発生していますが、3月、5月にも発生しているほか、発生時間でみると、午前10時台、11時台がピークとなっています。

暑さが本格化する前からの熱中症予防対策を徹底しましょう。

山梨労働局では、労働災害防止団体などと連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。



高温多湿な場所の作業では、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がこもることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

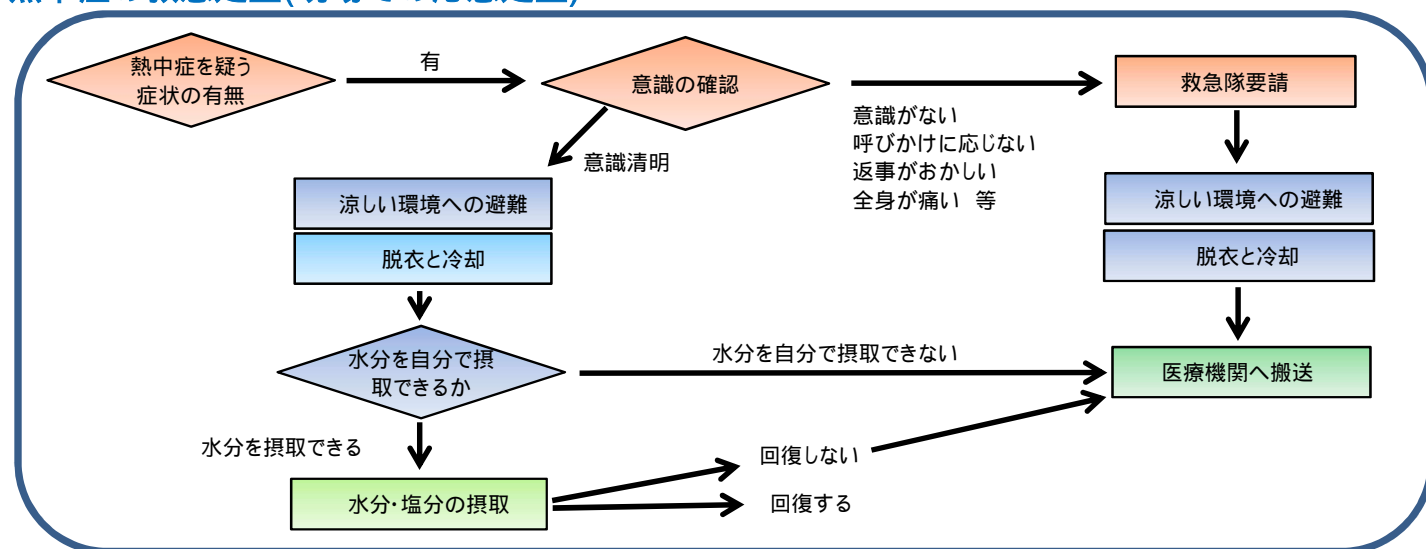
熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く痛風が悪いと熱中症のリスクが高まります。測定した暑さ指数(WBGT)に応じて予防対策を取りつつ、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対応しましょう。熱中症にかかりやすい作業者に対しては、作業内容、時間等配慮しましょう。

熱中症の症状と分類

分類	度	度	度
症状	顔面蒼白・脱水・吐き気・めまい 立ちくらみ・急性の筋肉痛・こむら返り	口の渇き・めまい・頭痛 イライラする・倦怠感	意識がない・けいれん発作 身体が熱い
重症度	小  大		

度に分類される症状が現れた場合は、速やかに病院などで医師の診察を受けさせてください。
度に分類される症状が現れた場合は、一刻を争います。直ちに救急隊を要請してください。

熱中症の救急処置(現場での応急処置)



現場で作業を進めるに当たっては、下記の事項にご留意ください

暑さ指数(WBGT)の把握・評価・評価に基づく措置

- 暑さ指数計は、JIS規格(Z 8504又はB 7922)に適合したものを使用すること(精度確保)。

休憩場所の整備等

- 作業場所の近くに冷房等を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。

作業管理関係

- 暑さが本格化する前に、作業時間を徐々に伸ばすなど、7日以上かけて暑熱順化を行うこと。
- 暑さ指数がWBGT基準値を大幅に超える場合は、原則作業を行わせないこと。
- やむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定するとともに、作業中は労働者の状況を頻繁に確認すること(ウェアラブルデバイスなどの活用も有効)。
- 水分及び塩分の摂取状況を確認し、定期的な摂取を徹底すること。
- ファン付き作業服など透湿性、通気性の良い服装、直射日光下の作業では、通気性の良い帽子、ヘルメットなどを導入する。

健康管理

- 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮すること。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量飲酒、体調不良等の健康状態を確認すること。特に入職後1週間未満や休暇等で4日以上暑熱環境を離れていた者には特に配慮すること。
- 朝食未摂取等が熱中症発症に影響を与えるおそれがあることを指導するとともに、熱中症の具体的症状を教育することにより、労働者自身が早期に気づくことができるようにすること。
- 作業中は頻繁に巡視を行い、声かけをするなど労働者の健康状態を確認すること。複数作業時は、労働者にお互いの健康状態を留意すること、異変を感じた際は躊躇なく申し出るよう指導し、単独作業時は、ウェアラブルデバイスの活用、体調の定期連絡など常に状況を確認できるようにすること。

労働衛生教育

- 管理者、労働者に対する教育を、雇入れ時又は新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し行うこと。



キャンペーン 厚生労働省ホームページ
概要 「職場における
(実施要綱等) 熱中症予防情報」

ご不明な点などがございましたら、山梨労働局又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

山梨労働局労働基準部健康安全課	055-225-2855
甲府労働基準監督署	055-224-5617
都留労働基準監督署	0554-43-2195
鯉沢労働基準監督署	0556-22-3181



山梨労働局
ホームページ
(安全衛生関係)